令和２年度（2020年度）第３回北海道障がい者施策推進審議会

日時：令和２年（2020年）１０月２９日（木）

18時00分～19時30分

場所：かでる２・７　５階　５２０研修室

（事務局）

それでは定刻より少し早いですが、皆さんお集まりですので、これから開催させていただきたいと思います。

ただいまから令和２年度第３回北海道障がい者施策推進審議会を開催いたします。本日の司会を務めます、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課の課長補佐の川戸です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開催に先立ちまして、保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長の新井よりご挨拶申し上げます。

（新井局長）

皆さんこんばんは。保健福祉部障がい者支援担当局長の新井と申します。本日はご多忙のところ本審議会にご出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

また、皆様方には日頃から道の障がい福祉行政にご協力いただいておりますことに、この場をお借り致しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、委員の皆様におかれましては、8月に、本審議会の委員にご就任いただき、本日が初めての審議会ということになっております。ご就任いただきましたことについて、改めて感謝申し上げます。今年度につきましては、第6期北海道障がい福祉計画の策定年となっており、本審議会は、計画策定に係る総括的な審議を担っているところでございます。

コロナ禍という難しい状況にございますが、道といたしましては、障がいのある方々が安心して、地域で暮らすことができるよう実効性のある計画としたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会についてでございますが、第6期北海道障がい福祉計画の素案の案につきまして協議させていただきますので、皆様からの忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

最後になりますが、現在、道内におきましては、再び新型コロナウイルスの感染者が増加しておりまして、予断を許さない状況となっております。これから冬に向けまして、季節型インフルエンザも流行することから、新北海道スタイルを徹底いたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により一層取り組んでまいりますので、引き続き、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

（事務局）

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。会議次第、配席表、委員名簿、出席者名簿のほか、資料１、資料２、資料３、資料４、資料５、参考資料１、それからクリップどめの資料４の追加資料というのを配付させていただいております。もし配布漏れ等ございましたら、どうぞお知らせください。

本日の審議会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、密接・密集を避けるため広い会場となっております。

そのため、ご発言にはマイクを使用させていただきますが、なにぶんマイクの数が限られておりますので、1回ずつ消毒をしてお回しいたしますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

また、会場の換気についてでございますが、本会場につきましては、換気システムにより、常時換気されていることを確認しております。

また、窓の方も開けさせていただいておりますので、もし寒い等ございましたら、都度、ご連絡いただければ対応いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の日程でございますが、19時30分を目途に終了させていただきたいと存じますので、皆様、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様と事務局を紹介させていただきます。当審議会の委員につきましては、任期が２年間となっておりまして、８月に改選させていただきまして、１５名の委員の皆様にご就任いただいております。

それでは、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の出席者名簿をご覧ください。

・朝倉裕次委員でございます。

朝倉です。どうぞよろしくお願いします。

・池田達雄委員でございます。

北斗市長の池田と申します。よろしくお願いします。

・斎藤規和委員でございます。

斎藤です。よろしくお願いします。

・齊藤淑恵委員でございます。

齊藤でございます。よろしくお願い致します。

・菅原広美委員でございます。

旭川市の菅原広美と申します。よろしくお願いします。

・橋本伸也委員でございます。

橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

・深瀬和文委員でございます。

北海道難病連常務理事の深瀬です。よろしくお願いいたします。

・藤原秀俊委員でございます。

北海道医師会の藤原でございます。よろしくお願いいたします。

・松原 良 次委員でございます。

北海道精神科病 院 協 会の松原でございます。よろしくお願いします。

・山崎千恵美委員でございます。

山崎です。よろしくお願いします。

・山崎 恵 委員でございます。

山崎です。よろしくお願いします。

本日、ご欠席の委員の方々をご紹 介 させていただきます。名簿の方ご覧ください。

・池部 彰 委員でございます。

・大田哲生委員でございます。

・土田政一委員でございます。

・細川 潮 委員でございます。

以上１５名の委員となっております。以上でございます。

それでは続きまして、事務局をご紹 介 させていただきます。

・保健福祉部福祉 局 障 がい者支援担当 局 長 の新井でございます。

新井です。よろしくお願いいたします。

・ 障 がい者保健福祉課長の遠藤でございます。

遠藤です。どうぞよろしくお願いします。

・精神保健担当課長の森でございます。

森です。よろしくお願いいたします。

・課長補佐の相馬でございます。

相馬です。よろしくお願いいたします。

・課長補佐の田原でございます。

田原です。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

それでは、議事に入ります前に、今回８月に委員を改選させていただきまして第１回目ということでございますので、会長選出をさせていただきたいと思います。お手元の参考資料１をご覧ください。

北海道障がい者施策推進審議会条例の第５条によりまして、委員の皆様から会長を互選することとされております。この方が良いのではないかというようなご意見はありますでしょうか。

それでは、事務局から案を申し上げてもよろしいでしょうか。

(委員の方々)

はい。

(事務局)

北海道医師会の藤原委員に、前期に引き続きましてお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員の方々)

お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、北海道医師会の藤原委員に会長をお願いしたいと思いますが、藤原委員いかがでしょうか。

（藤原委員）

はい。

（事務局）

ありがとうございます。それでは審議会の会長は藤原委員に決定させていただきます。机上札を交換させていただきます。それでは、藤原会長、一言ご挨拶をよろしくお願いいたします。

（藤原会長）

北海道医師会の副会長しております藤原と申します。どうぞよろしくお願いします。前期に引き続いて、会長ということですが不慣れなものですから、どうぞよろしくお願いします。

今回はコロナもですね、一回落ち着いてからまた第３波ということで、本日ですね、ステージ２になっていますので、なるべく簡潔明瞭な会議、そして、活発なご意見をいただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

（事務局）

それではここからの議事進行につきましては、藤原会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

（藤原会長）

はい。それでは議事に入ります。第6期障がい福祉計画の素案の案について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

はい。企画調整の川戸でございます。最初に私から第6期障がい福祉計画の基本的な考え方に対する当事者団体等を通じて実施したアンケート調査結果と、素案の概要についてご説明させ

ていただきます。その後、各担当補佐から１１の推進項目ごとに具体的な内容を説明させていただきます。

それでは、資料１の第６期北海道障がい福祉計画の基本的な考え方に係る関係団体へのアンケート調査結果をご覧ください。

このアンケート調査は、障がいの種別ごとに、九つの団体にお願いをさせていただいて、その会員の方々、ご家族、職員の方々などから意見を提出していただきました。アンケートの期間は９月８日から１０月５日までおよそ１か月間行いました。

意見提出は３６件ございまして、その内訳につきましては、当事者の方が、ほぼ半数の１６件。その他の内訳につきましては、資料のとおりとなっております。

続きまして、意見内容についてございますが、計画全体についての意見で、前回のこの審議会の中でも、ご意見をいただきましたとおり、アンケート調査におきましても、やはり新型コロナウイルス感染症対策については、記載すべきとのご意見をいただきまして、計画への反映につきましては、後程、推進項目の説明の際にご確認していただきたいと思います。

その他つきましては、ここに記載させていただいたとおりでございますが、ご覧のとおり多岐にわたり、数多くのご意見をいただいておりますので、これらを踏まえまして、今回の素案を作成させていただいております。資料１については以上でございます。

続きまして、資料２をご覧ください。資料２は各検討組織の協議状況となっております。今回の素案作成にあたりまして、各検討組織では記載のとおりに協議を行いまして、協議内容をこの素案に反映させております。

続きまして、資料３をご覧ください。資料３は第６期北海道障がい福祉計画（素案）の概要となっております。計画策定の趣旨や計画の位置付け・目的は、前回の審議会でご説明させていただきました基本的な考え方と変わっておりません。素案のポイントといたしましては、３の計画の推進項目及び推進施策などのところでございまして、推進項目の３番目「地域生活支援体制

の充実」では、障がい者文化芸術活動の推進及び読書バリアフリーの推進。これはどちらも平成30年（2018年）に法律が施行されましたことから、この法律に基づきまして取り組んでいくこととしております。

続いて、２ページにいきまして、推進項目の４番目「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進」、これは両条例とも平成30年（2018年）4月に施行されましたことから、この条例の趣旨に基づきまして、各施策に取り組んでいくこととしております。

それから推進項目の８番目「精神保健福祉・医療施策の充実」では、依存症対策の推進。ギャンブル、アルコール依存症対策について取り組んでまいります。

３ページにまいりまして、推進項目の１１番目「安全確保に備えた地域づくりの推進」、ここでは前回の審議会でご意見をいただきました新型コロナウイルス対策について記載をさせていただいております。記載内容につきましては、この第６期計画と同様に、今、策定を行っております第８期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画と足並みをそろえた形で記載しております。私からの説明は以上でございます。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から簡潔に素案の概要について報告がありましたが、ご意見や質問ありませんか。無いようでしたら、これからは推進項目ごとに事務局から説明をし、その後、皆様からご意見をいただく形で進めたいと思います。時間の都合から１件につき５分程度で進めていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

まず、推進項目１から事務局の説明をお願いします。

（事務局）

はい。資料４に沿って、計画推進と具体的な取り組みについて、１項目ごとに説明させていただきます。第５期計画から大きく変更があった点を中心にご説明いたしますので、よろしくお願

いします。

１番目の北海道障がい者条例の施策の推進に関しましては、変更点はございませんので、説明の方を省略させていただきます。

二つ目。２２ページになりますけれども、「権利擁護の推進」に関してでございます。24 ページ「(2) 虐待の防止」に関しまして、赤字のところですけれども、障がいのある人に寄り添った取り組みを推進するため、本文の中に「障がいのある人に寄り添った」という文言を追加させていただいております。

続きまして、同じ 24 ページになります。「虐待を受けた人が、速やかに相談できるよう～」という部分についてです。部会から意見がございまして、「虐待を受けた人が、速やかに相談できるよう、相談先や通報先の周知徹底を図り、虐待を通報した人が不利益な取扱いを受けないよう、関係機関に対して、障害者虐待防止法の趣旨についての理解・普及に努めます。」この項目について、新規に追加させていただいております。

続きまして、「(4) の意思決定支援の推進」26 ページになります。部会からの意見がありまして、意図が正しく伝わるよう文言整理をしております。整理後なんですけども、「障がいのある人の中で、判断能力が十分ではない人」としております。前回までは「判断能力が十分ではない障がいのある人」としておりましたが、これでは誤解を招くのではないかということで、このように修正させていただいております。

権利擁護の推進に関しましては、目標値の設定はございませんので、説明は以上のとおりとなります。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。まず、第１の「北海道障がい者条例の施策の推進」に関しては変更点がない。

２番目「権利擁護の推進」について説明をいただきましたが、ご質問やご意見ありせんでしょ

うか。変更点を赤く書いているということでした。説明に関しては、早すぎるとかわかりにくいとかありましたらおっしゃっていただければと思います。ご意見ありませんか。

それでは、「推進項目３」について事務局お願いします。

（事務局）

はい。それでは３項目目「地域生活支援体制の充実」でございますけれども、こちらの方の大きな修正点は、２８ページ。相談支援体制の確保のうち「地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成します」ということを、国の指針に基づいて追加させていただいております。

飛びまして、３３ページ。「（3）地域生活支援拠点等の整備」のうちですね、国の指針に基づいた追加となりますけれども、「また、機能の充実に資するよう他市町村における好事例の紹介等必要な支援を行います。」を追記させていただいております。

飛びまして、３５ページになります。ここから大きな修正が入ってきます。「（4）自立と社会参加の促進」の中に、平成３０年（2018年）６月に施行されました「障がい者文化芸術推進法」を受けまして、計画に一つ大きな項目を立てております。中身につきましては、国の指針や関係団体からの意見に基づきまして、文言を整理させていただいております。推進施策といたしまして「障がい者文化芸術活動の推進」。ポツの一つ目で、障がい者芸術文化活動支援センターの設置の必要性を検討していきます。ポツの二つ目で、芸術作品や演劇等の鑑賞、それから障がいのある人自らの創造や発表の機会の確保の支援に努めてまいります。

３６ページになりますけれども、事業所等に対して、文化芸術活動の状況把握。次のポツになりますけれども、「障がいのある人の文化芸術活動を支援」、これらについて文言を追加させていただいております。

続きまして、令和元年度の６月に施行されております読書バリアフリー法の施行に関連する項目を計画に追加しております。こちらも国の指針、それから関係団体様からの意見に基づきま

して、整理させていただいております。読書バリアフリーの推進につきましては、点字図書館や地域の公共図書館など関係機関との連携、それからサピエの活用の促進、こちらを進めてまいります。次のポツになりますけれども、画面読み上げソフトですとか、拡大読書器など、障がいのある人が情報を入手しやすくする用具の普及を促進してまいります。最後のポツになりますけれども、点訳図書、DAISY図書作成のためのボランティア育成確保に努めてまいります。

この項目に関しましては、目標値設定しておりますのでご説明させていただきます。90ページになります。「1　福祉施設の入所者の地域生活への移行目標」になります。目標値として、地域生活移行者数234人、施設入所者の減少見込数415人で設定させていただいております。

続きまして、93ページになります。「3　地域生活支援拠点等の整備目標」になります。これまでは、２１圏域に２１か所の地域生活支援拠点整備を目標にしていましたが、２１か所以上の整備として目標値を設定しております。3番目の項目につきましては以上でございます。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。地域生活支援体制の充実についてご説明いただきました。ご質問やご意見ありませんか。山崎委員どうぞ。

（山崎　恵委員）

山崎です。ありがとうございます。文化芸術の部分なんですけれども２点あります。一つは、劇場とか映画とかの鑑賞の部分なんですが、そういったものを催している事業所への障がい者の理解促進、特に知的障がいだったり、聴覚に障がいがある方への文字通訳をつける等を、そういった事業者側への理解の促進っていうところも一つ付け加えたほうがいいのではないかなと思います。あともう一つ、読書バリアフリーの部分で、点字の図書とか音声での読み上げのシステムについて、どこにそれがあるのか、どこアクセスすればそういうものが入手できるのかっ

ていうところの情報提供の部分ですね。もう少し明確に道民に知らせるようなところは、どうなっているのかなという。ここは質問です。

（事務局）

はい、ありがとうございます。確認だったんですけども、芸術作品や演劇等の鑑賞に関して、事業所に対して何かアプローチしたほうがいいということでしょうか。もう一度そこをお願いしてもよろしいですか。すみません。

（山崎恵委員）

すみません、わかりづらくて。要は、わかりやすく言うと、事業者ですね、映画を上映している会社（映画館）に対して、障がいを持っている方が利用する時の配慮。例えば、ここにずっとじっと座っていられないような状態の方が、映画館内で上映中にどうしても動き回ってしまうとか、そういうことへの理解促進というところですね。あと、映画を作っている配給元に対する文字通訳等の理解促進っていうことだったんですけど。

（事務局）

わかりました。ありがとうございます。すみません。その取り組みにつきましては、この計画を推進していくにあたって、そこも踏まえて進めていくということになるかと思います。

もう1点の読書バリアフリーの推進のところで、サピエなどに係る情報提供なんですけれども、こちらは計画に「情報提供が受けられる体制づくりを進めます」と記載しておりますので、ご意見を踏まえまして体制づくりを進めていきたいと考えております。以上です。

（藤原会長）

よろしいですか。はい。では、次に進みたいと思います。（4）北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進について説明をお願いします。

（事務局）

はい。３９ページになります。こちらの条例につきましては、平成30年（2018年）4月に施行しておりまして、条例の趣旨に則して修正した点がいくつかございます。「（1）北海道意思疎通支援条例の施策の推進」になりますけれども、推進の視点で、条例に基づく各種施策等の取組を進めることが必要としております。推進施策のほうについてですけれども「福祉教育の機会の増加」の削除につきましては、地域生活支援体制の充実の項目に盛り込んでいるため削除となっております。

続きまして、映像資料等を活用し情報提供の仕組みづくりを進めますという項目につきましては、条例の施策として組み替えで載せております。意思疎通手段の確保等の項目になりますが、「指定状況等のサービス事業者情報の提供体制の充実を図ります。」という項目だったのですけれども、こちら削除になっております。これに関しましては、法律上情報公開することが当たり前の状況になっておりますので、削除させていただいております。

続いて、サピエの活用の促進などをうたった項目ですけども、こちらは読書バリアフリー法の推進施策に移行しております。次の項目の「聴覚障害のある人たちの情報提供を総合的に取り組める～」については削除となっておりますけれども、こちらも条例の施策として別の場所に書き換えております。次の項目からは、条例の趣旨に基づいた追加となっております。「コミュニケーションが図りやすい環境の整備」、次のポツの「点字・手話などの意思疎通手段の習得の取り組みへの支援、意思疎通手段が使いやすい環境の整備に努めます」といったこの項目を追加しております。

大きな丸の「情報保障の推進」では、「点訳奉仕員や手話奉仕員など意思疎通支援人材の育成派遣～視覚障がい者及び聴覚障がい者に係る情報提供施設を支援します」こちらの方を新規で追加させていただいております。次の項目の移行部分ですけども、「映像資料等を活用し～仕組みづくりを進めます」この項目につきましては、意思疎通支援条例の推進施策に移行してお

ります。

続きまして、「コミュニケーション環境の整備」についても、条例の施策として書き換えしまして削除としております。次も同様に、条例の施策として書き換えしております。

続きまして、大きな○の「意思疎通支援者の養成及び派遣」の推進項目ですけれども、「点訳奉仕員などの意思疎通支援者の養成・派遣については、道・市町村がそれぞれの役割を担った上で関係機関と連携し、道内の意思疎通支援の向上を図ります」として、条例の趣旨に基づいて追加しております。次の項目の「市町村に対し、障がいの特性に応じた意思疎通支援者の養成及び派遣体制の充実についての働きかけます」につきましては、条例の施策として文言を修正しております。

続いて、「(2) 北海道手話言語条例の施策の推進」となりますけども、こちらも条例の趣旨に基づいて追加をさせていただいております。推進の視点に関しましては、「北海道手話言語条例に基づく各種施策等の取組を進めることが必要です」としております。進めていく推進施策ですけども、大きな○「道民の理解促進等」この項目のポツの一つ目ですか、「手話が独自の言語であることについて、様々な情報媒体を通じて周知」してまいります。

次の項目ですけれども、「市町村と連携して、小中学生の手話講座等の実施」に努めてまいります。次の項目ですけれども、「経済団体・建築団体などの道内の関係団体に情報提供などを行います」。次も新規項目ですけれども、「道民向けにインターネット動画配信を活用した手話講座を実施する」などしてまいります。次も新規項目で、「道職員が率先して手話を用いるように取り組んでまいります」。次の○「手話を習得する機会の確保」では、「北海道教育委員会と連携して、乳幼児期から家族も含めて手話を習得する機会を確保する」こととしております。この推進項目には目標値の設定をしておりませんので、説明は以上となります。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。今回（4）について説明をいただきましたが、ご質問・ご意見ありませんか。

（山崎　恵委員）

山崎です。情報保障の推進の部分ですけれど、点訳奉仕員、手話奉仕員っていう言葉なんですけれど、奉仕員って聞くとボランティア的な雰囲気というか、ニュアンスを感じてしまいます。でも北海道手話言語条例というのは、手話等が言語であるっていうところで、情報保障をきっちりしていこうとしているわけですから、言葉の整合性が取れているのか、気になったところでした。

（事務局）

奉仕員につきましては、国で制度としている名称となっておりまして、全国で統一的に使われているものでございます。また、手話奉仕員にあっては、資格種類の有無によって名称が違っておりますことから、このような名称を使用しております。

（深瀬委員）

深瀬です。コミュニケーションツールについて付け加えたいところがあります。コミュニケーションツールは、障がい者に合わせないといけないので、その講習会についての文言を施策に入れてもらいたいです。以上です。

（事務局）

４０ページでしょうか。コミュニケーションツールの使い方の研修という事ですね。こちらにつきましては、持ち帰り検討させていただきます。

（藤原会長）

よろしいですか。では、次にまいりたいと思います。５番目「サービス提供基盤の整備」をお願いします。

（事務局）

基盤整備担当補佐の田原でございます。よろしくお願いいたします。私からサービス提供基盤の整備に関しまして、右側の備考欄に文言整理と書いている以外の大きく修正した項目につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。それでは４３ページと４４ページをご覧いただきたいと思います。「（1）住まいの基盤整備の充実」の「住まいの確保」につきまして、右側の４３ページの備考欄に記載してございますとおり、近年の大規模災害や新型コロナウイルス等のウィルス感染症の拡大に鑑み、障がいのある人の安心安全な住まいの確保を進めるために、「災害発生時における老朽化施設に対する耐震化整備などの防災対策や、ウイルス性感染症の感染拡大防止を図る整備を推進します」というものを新たに記載をさせていただいてございます。私所管の部分につきまして、大きく修正した項目については、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（藤原会長）

今の（5）につきまして、山崎千恵美委員、何かご意見ありませんか。

（山崎　千恵美委員）

特にありません。

（藤原会長）

ほかの方は何かありますか。よろしいですか。では、「（6）障がい児支援の充実」について

お願いします。

（事務局）

はい。引き続き、発達支援の担当でございます課長補佐の田原でございます。よろしくお願いいたします。５３ページから５４ページにかけて記載してございます。「６　障がい児支援の充実」の難聴児支援についてでございます。これにつきましては、国の基本的指針の見直しを踏まえまして、５４ページを開いていただきたいのですが、「新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の周知等」というのを新たに記載させていただいております。この手引書については、現在作成中でございます。このほか、５４ページの中段に記載しておりますとおり、国の基本指針において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保が求められましたことから、新たにその旨を記載させていただいてございます。

次に５９ページ、６０ページをご覧ください。また、障がい児相談支援の整備に関しまして、これは国の基本指針を踏まえ、「ペアレントメンターの養成と家族に対する新体制の整備を図るほか、障がいのある子どもが待機することなく、適切な診療、療育を受けることができる体制づくりを支援します」という文言を新たに記載してございます。ペアレントメンターとは、ペアレントというのは親、メンターというのは、信頼のおける相談相手という意味でございまして、実際に発達障がいなどの障がいのあるお子さんを育てられた方が、初めて障がいのあるお子さんを育てるにあたって、ご相談等をするというスキームをつくってございまして、その養成等についての記載になってございます。「6　障がい児支援の充実」については、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

（藤原会長）

はい。「（6）障害児支援の充実」について説明がありましたが、ご質問やご意見ありますか。

（齊藤淑恵委員）

齊藤でございます。新生児の聴覚検査の現状については、道庁でもご存知だとは思うのですけれども、市町村の立場として困っている部分もございますので発言したいと思います。市町村聴覚検査につきましては、妊産婦の一般健康診査、超音波検査と同様に町村会、市長会を通して、一括契約というような形でしていますけれども、医療機関によって、単価が違うというのは、ご存知だったでしょうか。単価が違うために、市町村では、どこの医療機関だといくらなのかというのを全部調査した上で、お産をする病院全部に調査をかけ、なおかつ、契約をしていくというような手間がかかるという状況でございますので、できれば医師会や病院との話し合いは必要になってくると思いますけれども、妊産婦の健診料と同様、一定の価格というものを設けていただくと、市町村も取り組みやすいと感じています。それができないがために、市町村において聴覚検査に手上げできないというところがあると伺っています。うちの町は実施を始めたのですけれども、そういう理由で実施できないところがございますので、そのあたりをご検討いただけたらいいかなと思いました。

それと手引書の関係だったんですけれども、手引書の周知については、市町村に宛ててなのか、医療機関に宛ててなのか、子育て系に宛ててなのか、どのように予定されているかをご質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局）

貴重なご意見ご質問、ありがとうございます。１点目の単価の件ですけれども、このスクリーニング検査の関係につきましては、同じ保健福祉部にございます子ども未来推進局子育て支援課

並びに私ども障がい者保健福祉課も入って検討協議会を立ち上げて、現在、協議をしている段階でございます。各医師会の先生並びに産婦人科医会、耳鼻咽喉科医会の先生方にご参加いただいて、ちょうど協議を進めている最中でございますので、齊藤委員からいただいたご意見を踏まえまして、検討させていただきたいと存じます。貴重なご意見ありがとうございます。

また手引き書の作成につきましては、国からメルクマールが示されてございます。周知については、先般の検討協議会でも議題になったのですけれども、まず、道民すべてに周知をしましょうということで考えてございます。もちろん、医師会を通じまして、9000部ぐらい配られます医師会の広報に載せていただくですとか、また子育て支援センターですとか、療育機関の施設並びにすべての市町村と考えています。そして協議会で議論になりましたのが、難聴児だということがわかった保護者がその子どもさんを抱えて、これからどういう流れで、子育てをしていけば良いのかという部分が課題になるということが議論されましたことから、保護者向けに関する手引きという部分のページも設けさせていただきたいなと思います。それにつきましては、各市町村を経由して、保護者の皆様にもお配りをさせていただきたいと考えております。いずれにいたしましても、広く道民に周知をさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

（藤原会長）

北海道新生児聴覚検査体制検討協議会には、小児科の三戸が参加させていただいているのですが、ただ、価格っていうのは聞いたことがないです。なんでもそうなんですけれども、予防注射も自由価格なので、これを決められないというのもあるのかと思います。調査していただければと思います。その他、ご意見、池田市長どうですか、よろしいですか。それでは次にまいりたいと思います。「７　発達障がいのある人や医療的ケアが必要な在宅の障がいのある人等への支援」について、お願いします。

（事務局）

はい。課長補佐の田原でございます。よろしくお願いします。「７　発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援」に関しまして、６４ページの中段にございますとおり、国の基本指針の見直し等を踏まえまして、「身近な地域で心身の状況に応じた支援を受けることが重要であり、支援を行うに当たって、その人数や受けているサービスなどの現状等を把握する」という文言を新たに記載をさせていただいてございます。また６６ページの上段にございますとおり、「人材育成に当たっては、コーディネーターに求められる役割等に沿って研修することとします」という文言を新たに記載させていただいております。「７　発達障がいのある人や医療的ケアが必要な在宅の障がいのある人等への支援」の大きく修正した項目につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。これに関して質問やご意見はありませんか。はい、齊藤委員。

（齊藤淑恵委員）

はい。医療的ケア児の関係なのですけれども、ここにはコーディネーターのことが書かれておりますが、自分たちの圏域の中にどのくらい医療的ケアが必要な子がいるのか、どのように把握すればいいのかわからないということを近隣市町の課長が集まった時に話題になりました。それは何で調べればよろしいのかといったところ、教えていただければと思います。

（事務局）

はい。私ども医療的ケア児の把握につきましては、市町村から報告をいただいておりまして、現在把握しているのは、３１９人となっております。市町村が把握いただけてないということはないのではと思っていたのですが。

（齊藤淑恵委員）

自分の町のことはわかるんですね。ただ、圏域にどれくらいいるのか、いるのであれば私たちの圏域には、どれくらいの機関が必要なのかということを考えていかなければなりませんよね。具体的には、医療的ケア児の児童発達支援センターの設立をどうするかという話のときに、何人かがわからないという話があったものですから、この機会に聞かせていただきました。

（事務局）

圏域ごとに圏域連絡協議会を立ち上げてございますので、その中で、圏域の状況について情報共有されているものと思っておりました。

（藤原会長）

道庁に聞けば全部わかるのでしょうか。

（事務局）

私どもで何人というのは把握してございます。圏域レベルにつきましては、情報提供させていただければと思ってございます。

（藤原会長）

よろしいですか。はい。それでは「８　精神保健福祉・医療施策の充実」についてお願いします。

（事務局）

では、「８　精神保健福祉・医療施策の充実」について、具体的な取り組みを説明させていただきます。資料４の６７ページから記載をしてございますけれども、改正をいたしますのは６８ページ下のほうにございます。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、

北海道医療計画の見直しに伴いまして、「適切な初期支援の実施」に向けた取り組みを行う旨を追加してございます。この初期支援につきましては、資料編の方に、用語の説明をさせていただいておりますけれども、心の不調を抱えられた途中にある方の中には、ご自分の状況をご理解いただけていないような状況もございますので、周囲の方が、心の健康に関わる症状がどのようなものか、どのような支援があるかを知っておき支援をし、それから専門の機関につなげていくということを「初期支援」と言うと医療計画でなってございます。そこにつきまして、障がい福祉計画にも盛り込んでいるということでございます。

次は７０ページをご覧ください。上段でございますけれども、「ひきこもりの方に対して、早期に対応するため、市町村や自立相談支援機関等の相談機関との連携強化を推進します」と書いてございます。ひきこもりの方への支援については、その前のページで「北海道ひきこもり成年相談センター」これは北海道が設置をしてございますけれども、そちらを中心にご相談等の対応をしておりましたけれども、それ以外にも、早期に対応していくため、関係の市町村・生活困窮等の方々への支援をしている地域相談支援機関等との連携を推進していくという文言を追加してございます。

続きまして、依存症対策でございます。こちらは「依存症に関する知識を普及する」ということ、それから「ミーティングの手法を学ぶ機会の確保など、依存症支援体制の構築を促進する」ということ、「北海道アルコール健康障害対策推進計画及び北海道ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、予防及び相談から治療回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する」という旨を追加をしてございます。

続きまして、成果目標でございます。こちらはページが飛びます。９１ページをご覧ください。「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標」といたしまして、国の指針に基づいて、精神科病院に入院後、３か月、６か月、１２か月、それぞれの時点で退院率の目標数値を見直してございます。また、精神障がいのある方が、地域の一員として安心して

自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健・医療・福祉等が包括的に確保された体制を今後計画的に推進する観点から、国の指針に基づき、地域での平均生活日数を目標値として追加してございます。

次に、９２ページでございます。国の指針及び北海道医療計画を参考に、精神科病床における６５歳以上及び６５歳未満の方々の入院１年以上の長期入院患者数の目標数値を見直してございます。最後に、その下の段になりますけれども、地域移行に伴う基盤整備量、こちらもこの指針に基づいて数値を見直しておりますけれども、この数値を参考として示しております。ここに「参考」という文字が抜けております。本文の方には記載してございます。それから、表の向かって左側の第５期計画の基盤整備量が７７５人となっているのですけれども、７５５人の誤りですので訂正をお願いいたします。以上でございます。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。「(8) 精神保健福祉・医療施策の充実」の説明でした。ご意見やご質問ありませんか。

（山崎　恵委員）

はい。山崎です。６８ページの「適切な初期支援の実施」のところで、用語の説明資料の１０ページ「５２　初期支援」を見ますと、「地域で生活している心の健康問題を抱えてる人に対して、専門家の支援の前に、身近な人によって提供される応急処置」となっているんですけれど、未だに精神障がいとかメンタルを抱えてる人に対して地域での理解というのが、まだ決して十分ではない。未だに差別や偏見等がある中で、これを実際に地域で一緒に生活している地域住民に、どのように対応をしてもらうのかという具体的なビジョンがわからなかったのですけど、どういう感じなんでしょうか。

（事務局）

ありがとうございます。まず、その地域で精神障がいのある方を生活しやすくするということが地域包括支援ということでございます。その包括支援を進めるために、協議の場を設置するというところも、まだ全部の市町村では設置できていない状況ですので、まずは、そういった場を設置するということ、それからその場ができましたら、その地域での受け入れ状況や精神障がいのある方への認識、その深まり度合いに応じて、どのような啓発をするのが良いのかということも検討していただきたいと思っております。

それから、例えば、今コロナの関係で自殺を考えられる方も増えるのではないかと言われております。メンタルヘルスの問題というのも身近になってくると思いますけれども、そういった方たちに早く気づき、支援をする、声かけてあげるということでゲートキーパー研修といったものは、かなり市町村で取り組みをしていただいております。それにつきましては、保健所ですとか、精神保健福祉センターが講師等をさせていただくなど支援を展開しておりますので、そういったメンタルヘルス・精神障がいの様々な切り口から啓発をしていきたいと考えております。

（藤原会長）

はい、松原先生。専門家のご意見をお願いします。

（松原委員）

ただいまご説明があったものは、具体的にはなかなか難しい点だと思います。国や都道府県で色々検討していますので、我々、精神科病院協会はそういったことについて、お手伝いしようと思っています。今すぐビジョンというのは難しいですが、一つ一つ、色々な事業を実施していく中で、地域の理解を得ていくことが必要なのではないかと感じております。以上です。

（藤原会長）

はい。ありがとうございます。

依存症のところですが、アルコール依存症の専門家はたくさんいらっしゃるんですが、ギャンブル依存症に関しては、北海道には専門家はいらっしゃらないっていうお話を聞いたのですけれども。

（松原委員）

北海道では、ほとんど専門家はいませんし、実際にアルコール依存症の拠点病院がギャンブル依存症も兼ねているというのが現状です。先生のご指摘のとおり専門家が少ない、或いはギャンブル依存症の治療にあたる件数が少ないので、北海道だけでなく全国的にまだ養成の段階だと思っております。

（藤原会長）

ありがとうございます。なにか他にご意見、ご質問ありませんか。よろしいですか。それでは「９　就労支援施策の充実・強化」についてお願いします。

（事務局）

はい。「９　就労支援施策の充実・強化」でございます。まず、初めに「障害福祉サービス事業」この言葉についてですけれども、障害者総合支援法に基づいて文言整理しておりまして、ほかにもいくつか出てきております。同様に「障害者就労施設等」この言葉につきましても、障害者優先調達推進法に基づいて、文言整理を幾つかしております。

少し飛びまして、７６ページになりますけれども、「一般就労の推進」の中で、国の方針に基づいて、障害者就業・生活支援センターの整備について追記させていただいております。「２１障がい保健福祉圏域に障害者就業・生活支援センターの設置を目指すことを基本としつつ」という文言を追記させていただいております。

続きまして７８ページになります。国の基本指針に基づいた追加でございます。「大学等在学中からの就労支援」といたしまして、「特別支援学校等中等教育機関及び大学等高等教育機関に在学中の学生に対し、就労移行支援事業の利用について、関係機関と連携して周知」を図ってまいります。

続きまして８０ページになります。「多様な就労の機会の確保」といたしまして、国の基本指針に基づいて追加しております。「農福連携等の促進」でございます。「農福連携・水福連携の支援に努めます」ということで追加させていただいております。

続きまして、こちらも国の基本指針に基づいた追加ですけれども、「高齢障がい者に対する就労支援」といたしまして、「高齢障がい者の社会参加に対応するため、就労継続支援Ｂ型事業等による適切な支援を実施する体制づくりを促進します。」

この９項目目につきましての本文の修正は、以上のとおりでございますけれども、成果目標を大きく変更しておりますので、９３ページの成果目標にお移りください。

「４　就労支援に関する目標」こちらにつきましては、「年間一般就労者数」について、令和元年度実績及び国の基本指針に基づいた修正を行っております。

続きまして、９４ページになります。「（2）各事業の一般就労移行者数」でございます。国の基本指針に基づき、追加の目標数となっております。就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業、就労継続支援Ｂ型事業の移行者数について目標値を設定しております。

続いて「（3）の就労定着支援事業に関する目標」こちらも国の基本指針に基づいて追加しております。「就労定着支援事業の利用者数」それから「就労定着率8割以上の事業所の割合」について新規で追加しております。

続いて「（4）の障害者就業・生活支援センターの整備目標」でございますが、こちらにつきましては、すべての障がい保健福祉圏域（21か所）に設置することを目標としますが、本道

の広域分散型の地域特性やサービス見込み量等を考慮し、第６期計画期間中においては、１１か所から１か所増やしまして１２か所の整備目標として設定しております。

「（5）福祉的就労に関する目標」についてでございますが、就労継続支援Ｂ型事業所における「平均工賃月額」につきましては、令和元年度実績に基づいて修正しております。「工賃向上計画を策定する対象事業所の割合」、「障がい者就労支援企業認証制度登録企業数」、さらに「優先調達方針を策定する市町村数」につきましては、令和元年度実績に基づき修正しております。

続きまして「（6）その他の就労関連の目標」でございますけれども、「障がい者に対する職業訓練の受講者数」こちらは令和元年度実績に基づき修正しております。「福祉施設から公共職業安定所への誘導者数」こちらは第５期計画の目標値を継続しております。「福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数」こちらも第５期計画からの継続目標値でございます。「公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数」こちらは令和元年度の実績に基づいて修正しております。

就労関係の報告については、以上になります。よろしくお願いします。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。「就労支援策の充実・強化」についてですが、「斎藤規一委員」どうぞ。

（斎藤規和委員）

斎藤です。１点質問がありますが、「高齢障がい者に対する就労支援」というものが盛り込まれるわけなんですが、これは国の基本指針に基づいて追加するということですが、従来、就労継続支援Ｂ型事業所等の障害福祉サービス事業所は、高齢者の利用というものを想定していなかったわけなんですが、この全く新たにこういう就労継続支援Ｂ型事業所等のようなところ

で、高齢者の就労支援をしなさいという意味に解釈してよろしいのか。それとも、就労支援ではなくて自宅にこもらないで、少し元気な高齢者は、こういうところで、若い障がい者の方と交流をするというようなイメージでとらえたほうがいいのか、これはどういうイメージなんでしょうか。

（事務局）

はい、ありがとうございます。こちらに関しましては、高齢障がい者の就労を推進するというよりは、社会参加といったイメージでとらえていただいて構わないかと思います。

（藤原会長）

はい。菅原委員どうぞ。

（菅原委員）

はい。旭川の菅原と申します。「４　就労支援に関する目標」なのですけれど、ただ、障がいを持つ本人の一般就労するだけでいいのか、私は全国規模のコールセンターで、旭川市のコールセンターに勤務をしておりますが、障がいを抱える当事者を雇用する場合において、障がいを持つ本人の特性・個性をしっかり把握して、その障がいの個性を認識していく姿勢はとても企業側には大切だと感じております。また、障がい者を抱える当事者団体で、一般就労活動の支援活動運動として、その障がい者団体と一般企業との連携を図ることもとても重要に感じております。以上です。

（事務局）

はい、ありがとうございます。参考にさせていただきます。

（藤原会長）

その他、ご意見ありませんか。はい。山崎委員。

（山崎恵委員）

山崎です。就労支援の全体に関係することなのですけれど、数値目標を掲げることはもちろん大事だと思うんですけれど、ＤＰＩ北海道ブロック会議で聞くところによると、コロナの影響によって、特に施設外就労というのが、もうほぼ０に近いぐらい減ってしまっている現状の中で、来年度からの計画の素案ですよね。コロナの影響がある中で、来年度以降にこういった数値目標が現実的に達成できるのかどうかっていう懸念がありまして、そのあたり北海道としては、どのようにお考えなのかなと思いました。以上です。

（事務局）

はい。ありがとうございます。現実的にコロナの関係で、色々なものが自粛になっておりまして、施設外就労がなかなかできない状況にあることは、間違いない状況ではございますけれども、それを踏まえた目標値の設定となりますと難しいものですから、これまでどおりに実績をもとに目標値を設定しているところです。今後、コロナの影響が大きく表れた場合には、目標値の見直しについて検討する必要があると考えております。以上です。

（藤原会長）

平時の目標ですね。コロナの影響は考えようがないですよね。盛り込むのは大変だろうなと思います。変更がありましたら、よろしくお願いしたいと思います。「１０　多様な人材の確保、養成及びサービスの質の向上」の説明をお願いします。

（事務局）

はい。「１０　多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上」につきましては、大きな変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

（藤原会長）

はい。では、続けて「１１　安全確保に備えた地域づくりの推進」についてお願いします。

（事務局）

はい。「１１　安全確保に備えた地域づくりの推進」については、本日お配りした追加資料になります。前回の審議会で、新型コロナ感染症について、計画に盛り込むべきではないかとのご意見がありましたので、大きく変更しております。

「（1）の安全確保に備えた地域づくりの推進」でございますが、推進施策の一つ目、こちら災害についてですが、現時点での道における取り組み内容に沿った修正をしております。「避難行動要支援者名簿が活用され、個別の避難計画の策定が進むよう、市町村等の関係機関や関係団体で取組を促進します。」。

次の項目でございますけれども、平成30年度（2018年度）に当課で作成した「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」を作成しましたので、この文言を追加しております。

８６ページになります。災害関連の修正になりまして、現時点での道の取組みの内容に沿った修正でございますけれども、「北海道災害派遣ケアチーム等による人材の確保の支援を行います」といった修正をさせていただいております。

８７ページをご覧ください。こちらは感染症対策として追加した項目でございます。「集団感染の発生」を追加しており、また感染症に備えた取組みについては「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ支援体制づくり」を進めます。

次の項目になりますが、災害関連の令和元年度開始事業を追加しております。「災害派遣福祉チームを組成するとともに、必要な支援体制を確保することを目的に、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築」をしてまいります。

８８ページになります。２つありまして、１つ目は災害に関する現時点での道における災害対策の取り組み内容を追加しております。内容につきましては、「障害者支援施設等に関する集団指導」を行ってまいります。２つ目は、感染症に関する追加項目になりまして、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた対策を追加し、その後集団指導において指導してまいります」という項目を追加しております。

最後に８９ページになりますけれども、こちらは新型コロナウイルス感染症の流行をふまえた追加項目になります。「感染症管理看護師（ＩＣＮ）等による技術的支援を行います」。

次の項目では、感染症に関して、「現地対策本部を設置するなどし、感染者の入院調整や拡大防止を行う」としております。

次の項目ですけれども、感染症に関する追加項目で「生活支援員等を派遣する体制を整備し、障害福祉サービスが維持できるよう支援」します。

最後の項目になりますけれども、こちらは災害と感染症に係る体制整備について追加しております。「防災や感染症対策についての周知」ですとか、「必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の支援体制を構築していく」といった項目を追加しております。以上になります。よろしくお願いします。

（藤原会長）

はい。ありがとうございます。前回この災害に関しては、山崎千恵美委員から色々ご意見をいただきましたが、今回はいかがでしょう。よろしいですか。現場の齊藤委員、ご意見ありませんか。池田市長どうでしょう。よろしいでしょうか。この初めて聞いた言葉の「ＤＷＡＴ」につい

てはどのようなチームなんでしょうか。

（事務局）

主に福祉避難所に入るチームです。

（藤原会長）

どのように組織するとか、具体的にどのように集まるのですか。

（事務局）

はい。確認いたしまして、後日報告させていただきます。

（藤原会長）

はい、ありがとうございます。ほかに何か質問ありませんか。深瀬委員何かありそうですね。

（深瀬委員）

深瀬です。災害の部分で、地域の連絡を密にして個別計画書の作成に向けて、一括に管理するセンターみたいなところを作ってはどうですか。もう一つは、重度の障がい者がコロナに感染した場合の拠点病院を広報してもらいたいです。以上です。

（事務局）

はい、ありがとうございました。その点につきましては2件ともですね、持ち帰り検討させていただきますので、よろしくお願いします。

（藤原会長）

重度の障がいを持った方の入院施設ということですか。

（事務局）

すぐにお答えすることが難しい課題ですので、持ち帰り検討させてください。

（藤原会長）

はい。以上、１から１１まで説明いただきましたので、全体を通しまして、質問やご意見ありませんでしょうか。朝倉委員よろしいですか。橋本委員大丈夫ですか。山崎委員もよろしいですか。はい、菅原委員どうぞ。

（菅原委員）

今回初めて参加しましたけれども、やっぱり色々な意見とか要望を聞けることが勉強になりました。また次回も参加させていただいて、意見を述べたり意見を聞いたりする事ができたらいいなと思います。ありがとうございました。

（藤原会長）

はい、どうもありがとうございます。それではご意見や質問はないようですので、議事の２番目、その他について事務局から何かありますでしょうか。

（事務局）

はい。それでは、今後のスケジュールを確認させていただきたいと思います。第４回目の審議会でございますが、年明け１月２０日（水曜日）１８時を予定しております。議事といたしましては、計画案につきまして協議予定でございます。ただし、今コロナがこのような状況でございますので、場合によっては書面開催も考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（藤原会長）

はい、それでは本日予定しておりましたすべての議事は終了いたしました。本日は、円滑な議事の運営にご協力いただきましてありがとうございます。それでは事務局に進行をお願いします。

（事務局）

藤原会長大変どうもありがとうございました。以上で、令和２年度第３回北海道障がい者施策推進審議会を終了いたします。本日はお忙しい中どうもありがとうございました。